

創業支援カフェ **KARASTA.**

「チャレンジスペース」

申込及び入居要領

1. 設置の目的

創業支援カフェを創業支援に関する拠点に位置付け、潜在的な創業希望者の発掘及び顕在的な創業希望者の育成を段階的に支援することで、創業者増加による新たな雇用の創出を促進し、地域の活性化を図っています。

そのような中、創業希望者の発掘及び育成事業として、チャレンジスペースの活用を促進し、創業に向けた機運向上を図ることを目的としています。

2. チャレンジスペースの概要

創業支援カフェ KARASTA.内（下関市赤間町 1-10）

（1）1区画約 4.5 m²

1事業者1区画の利用となります。（個人数名によるグループ可）

パーティション等の区切りはありません。

テーブル、椅子、事務用品等はありませんので各自ご用意ください。

駐車場はありません。

（2）設備

水道、電気、トイレ、照明、エアコン、WI-FI、電源設備（無料）

3. 支援の内容

入居者は以下の支援を受けることができます。

- （1）専門家による経営相談等
- （2）各種コンサルタントの紹介
- （3）セミナー等各種情報提供
- （4）HP、SNS 等を活用した事業に関する広報
- （5）クリエイター等の紹介

4. 入居可能な業種及び目的

小売業、サービス業、ワークショップ（例：雑貨、手芸品等の創作活動）やギャラリー展示等をチャレンジスペースにおいて行う営業行為を目的とする方。ただし、店舗内において飲食業の営業等はできません。

5. 申込について

（1）入居申込ができる方は、次の各号のいずれにも該当する方とします。

- ① 法人又は個人ともに、所在又は居住する場所が下関市内・市外の住所であることを問わない。ただし、市外の方は下関市内に出店を考えられている方に限る。
- ② 申込時において下関市（市外の者にあつては、法人又は個人の登録のある区市町村）における税金等の滞納、未払いがないこと。
- ③ 創業支援カフェ KARASTA.との連携のもと、下関市のまちづくりや地域振興の発

展を図ろうとする強い意志があること。

- ④ 出店申込者又は出店を申込みする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者でないこと。
- ⑤ 現に破産法、会社更生法、民事再生法、会社法上の特別清算その他倒産法制上の適用を受けてないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の第2条第2号から4号及び6号の規定に該当しないこと。また、暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。

(2) 入居の申込は、入居申込書及び添付書類を創業支援カフェ KARASTA.に提出していただきます。その後、選考委員会による選考を行い入居の可否を判断します。添付書類、選考方法等については後述の「9. 選考方法等」をご確認ください。

6. 入居期間

入居開始日から入居可能日に属する年度の末日まで。

ただし、次年度の予算措置が担保された場合に限り、入居開始日から最大で1年間を期限に延長が可能です。

また、入居期間中に店舗を構えて自立される方、又は病気等の理由で運営が困難な状況の場合等で退去をご希望される場合にはご相談に応じます。退去予定の1ヶ月前までにご相談ください。

7. 事業報告書

入居期間中の事業報告書（事業概要、来客数・売上等の営業実績、出店による効果、広報活動内容等）を提出して頂きます。入居期間が年度をまたがる方については、年度末及び退去後1か月以内にご提出ください。

8. 経費の負担

- (1) 家賃及び光熱水道費等無料です。
- (2) 営業に必要な設備設置及び什器備品等に要する経費及び付随する保守点検料は、全て入居者の負担とします。
- (3) 消耗品、広告料その他営業に要する費用は、全て入居者の負担とします。
- (4) 店舗内の清掃や警備及び各種保険の加入は入居者の費用と責任により行うこと。盗難、損壊及び天災等による入居者の損害に対する責任は負いません。

9. 遵守事項及び責任賠償等

- (1) 入居者は以下の内容を遵守していただきます。
 - ① 入居後に事業内容の変更を行う場合は、事前に承諾を得てください。
 - ② 施設のイメージを損なう恐れのある物品（公序良俗に反するものを含む）販売

及びサービスの提供を禁止します。

- ③ 広報等の営業努力を実施すること。
 - ④ 創業支援カフェ KARASTA.の営業時間内は、営業内容の問い合わせ等に誠実に対応すること。
 - ⑤ 創業支援カフェ KARASTA.で開催される創業セミナーやイベント等に積極的に参加すること。
 - ⑥ 創業支援カフェ KARASTA.の運営に協力すること。
 - ⑦ 自己の責任による事故、災害について迅速に対応できること。
 - ⑧ 事業内容、効果等関係者への開示を行うこと。
 - ⑨ 各種許認可等が必要な場合は、自身にて出店前までに取得すること。
- (2) 入居者は、使用（営業）に伴い、施設及び経営上生じたクレーム・事故・債務・賠償責任等については、自己の責任において処理するものとし、創業支援カフェ KARASTA.に対して一切の補償等の請求はできないものとします。

10. 選考方法等

- (1) 入居の決定は、入居申込書及び添付書類を基に、選考委員会による選考を経て決定するものとします。なお、ご提出いただいた書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。

【提出書類】

- ① 入居申込書（別紙「様式1」）
- ② 法人の場合は、過去2期の決算書類及び市税に滞納がないことの証明書、個人の場合は、市税等に滞納がないことの証明書。
- ③ 法人においては、履歴事項全部証明書。個人においては、住民票。
- ④ その他 必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

持参又は郵送により提出してください。

〒750-0007

下関市赤間町1-10

創業支援カフェ KARASTA.まで

(2) 選定審査会

入居申込者の面接を実施し、選定基準に基づいて決定します。配布資料のある場合は、必要部数を当日ご持参ください。

- ① 面接の日時及び場所については、電話及び文書にて連絡します。
- ② 面接では、入居申込者から15分程度で事業についてのプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの方法は、次のいずれも可能です。
 - (ア) 配布資料による説明
 - (イ) プロジェクターを利用した説明

(プロジェクターを利用する場合は、事前にご連絡ください。)

(3) 選定基準

- ① チャレンジショップ入居への考え方
- ② 申込者の商業者適性
- ③ 事業の採算性
- ④ 事業の継続性
- ⑤ アイディア・新規性・話題性
- ⑥ 地域との連携
- ⑦ 賑わいあるまちづくりへの貢献期待性

※ ①から⑦について総合的に判断します。

(4) 結果の通知

入居申込者のうち、面接に参加された方に書面で通知します。

1 1. 問合せ先

創業支援カフェ KARASTA. (カラスト)

TEL : 0 8 3 - 2 2 7 - 4 7 4 7

e-mail : karasta@tmr-inc.jp